

令和元年十二月十三日受領
答弁第一二二〇号

内閣衆質二〇〇第一二〇号

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員高木錬太郎君提出医療通訳に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高木錬太郎君提出医療通訳に関する質問に対する答弁書

一及び二について

厚生労働省においては、現在、医療機関における御指摘の「国連公用語」以外の言語を含む外国語の通訳の需要や、国内で利用可能な通訳事業者の電話通訳サービスの提供状況等について調査を行っているところであり、今後、当該調査の結果等を踏まえ、医療機関における電話通訳サービスの充実を図ることを検討している。また、同省においては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三の規定に基づき、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の選択を適切に行うために必要な情報として病院等の管理者が報告した情報を都道府県が集約し公表する制度において、令和元年十二月現在で、全ての都道府県が病院等において対応することができる外国語に係る情報を公表していることを確認している。

お尋ねの「それ以降の今後の施策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、前述のような取組を通じて、引き続き、外国人患者が安心して受診できる体制の整備に取り組んでまいりたい。